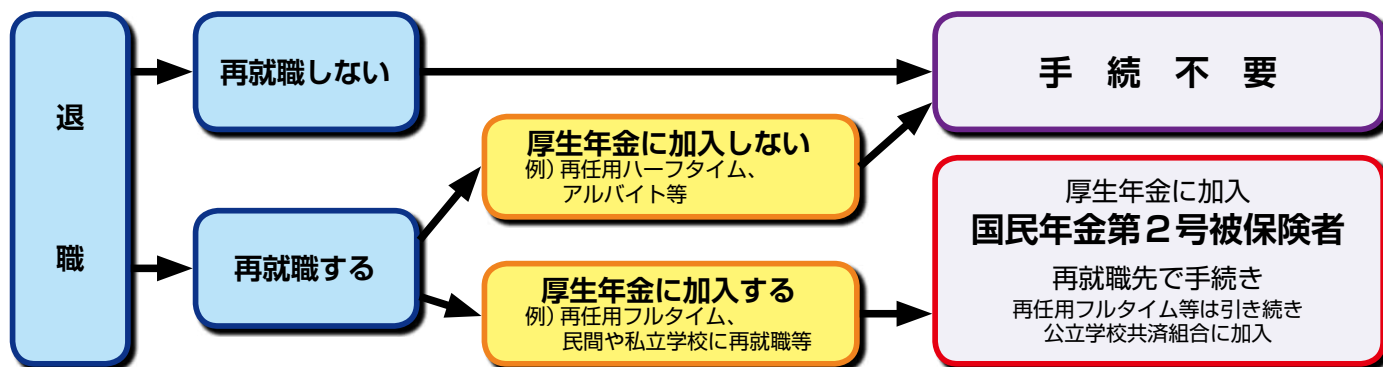


2. 定年退職者（昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれの方）

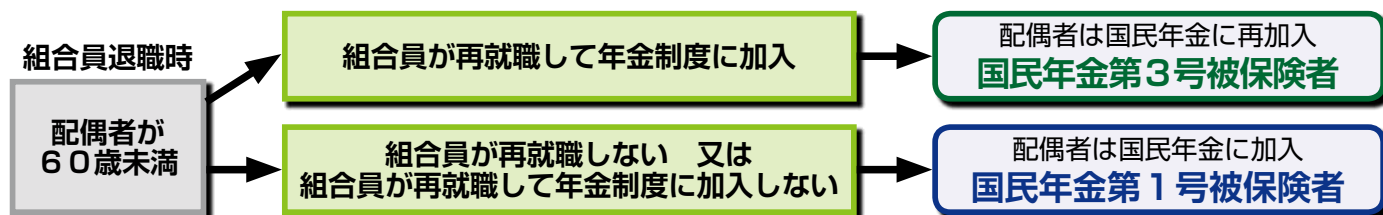
定年退職者の場合、原則として公的年金への加入義務はありませんので手続きは不要ですが、再就職をする場合は雇用形態によって厚生年金に加入することになります。



【被扶養配偶者がいる場合の手続き】

組合員が退職時に **60歳未満の配偶者** を扶養している場合は、組合員の退職と同時にその被扶養配偶者も国民年金第3号被保険者の資格を失いますので、**新たに公的年金への加入が必要**になります。国民年金加入の手続きは、お住まいの市区町村の窓口で行ってください。

なお、配偶者の年齢が **60歳以上** の場合は、**国民年金への加入義務はありません**。



※退職金、国民年金への任意加入（60歳以上）をご希望の方はお住まいの市町村の窓口へご相談ください。

フルタイム再任用終了後、任意継続組合員を希望する方へ



退職日まで引き続き1年と1日以上組合員であった方は、フルタイム再任用終了後2年間は在職中とほぼ同様の給付が受けられる任意継続組合員になることができます。

退職時に配布された「ゆとり」の退職後の健康保険制度をお読みいただき、保険料、給付内容を比較検討した上で、任意継続組合員になることを希望する方は所属の事務担当に申し出てください。なお、国民健康保険の掛金については、お住いの市区町村窓口にお問合せください。

～任意継続を希望された場合（今後の予定）～

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1月中旬 | 所属に「任意継続組合員申出書」送付数を確認します。 |
| 1月下旬 | 「任意継続組合員申出書」を共済組合より配布します。 |
| 3月6日予定 | 「任意継続組合員申出書」提出締切日 |
| 3月末 | 任意継続組合員証と掛金振込用紙等を発送します。 |